# 「金融商品取引法における課徴金事例集 ~不公正取引編~」の公表について

和田 直 (わだまごと) 証券取引等監視委員会事務局 取引調査課 課長補佐

証券取引等監視委員会(以下「証券監 視委 という。)は、市場の公正性・透 明性の確保及び投資者保護を使命とし、 すべての市場利用者がルールを守り、誰 からも信頼される市場を目指して、その 職務の遂行に当たっている。その一環と して、風説の流布・偽計や相場操縦、イ ンサイダー取引といった不公正取引につ いて事件関係人や参考人に対する質問調 査や立入検査(取引調査)を実施してお り、その結果、市場の公正性を害するよ うな法令違反が認められれば、内閣総理 大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付 命令を発出するよう勧告を行っている。

令和5年度(令和5年4月~令和6年 3月)においても、証券監視委は、不公 正取引の疑いがあるものに対して厳正な 調査を実施し、法令違反が認められたも のについて、内閣総理大臣及び金融庁長 官に対して課徴金納付命令を発出するよ う勧告を17件行った(※年度別には、 次頁の「課徴金勧告件数と課徴金額の推 移 を参照)。

今回紹介する「金融商品取引法におけ る課徴金事例集~不公正取引編~」(以 下「事例集」という。) は、証券監視委 が、市場利用者に課徴金制度への理解を 深めていただくため、また、不公正取引 の未然防止という観点から、金融商品取 引法(以下「法」という。)違反となる 不公正取引に関し勧告を行った事案の概 要を取りまとめ、事例として紹介するも のであり、令和6年6月27日に公表し たところである。

今般の事例集においては、引き続き、 すべての市場利用者がルールを守り、不 公正取引の未然防止に資するよう、

- (1)勧告事案を分析した上で、グラフや表 を用いて本年度の事案のポイントを記 載する
- (2)それぞれの事例について、見やすさ、 分かりやすさの観点から概要図や株価 チャート等を用いてその特徴等をでき るだけ記載する
- (3) 「監視委コラム」では、令和5年度の 勧告事案も踏まえ、市場利用者の関心 が高いと思われるテーマや、証券監視 委から市場利用者に特に伝えたいテー マを選び、新たなコラムを掲載したほ か、その他のコラムについても記載内 容を最新の情報に更新するなど内容の 充実を図る

### 課徴金勧告件数と課徴金額の推移

	勧告件数(件)・課徴金額(万円)										
年度			インサ	イダー取引	相場操縦			偽計			
	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額			
17	4	166	4	166	0	0	0	0			
18	11	4,915	11	4,915	0	0	0	0			
19	16	3,960	16	3,960	0	0	0	0			
20	18	6,661	17	5,916	1	745	0	0			
21	43	5,548	38	4,922	5	626	0	0			
22	26	6,394	20	4,268	6	2,126	0	0			
23	18	3,169	15	2,630	3	539	0	0			
24	32	13,572	19	3,515	13	10,057	0	0			
25	42	460,806	32	5,096	9	46,105	1	409,605			
26	42	56,334	31	3,882	11	52,452	0	0			
27	35	19,183	22	7,550	12	10,409	1	1,224			
28	51	37,140	43	8,979	8	28,161	0	0			
29	26	16,896	21	6,083	5	10,813	0	0			
30	33	41,210	23	3,665	7	37,340	3	205			
1	29	28,008	24	24,073	5	3,935	0	0			
2	14	43,044	8	4,161	6	38,883	0	0			
3	12	10,287	6	5,557	6	4,730	0	0			
4	14	6,891	8	809	6	6,082	0	0			
5	17	4,920	13	3,527	3	603	1	790			
合計	483	769,105	371	103,674	106	253,607	6	411,824			

<sup>(</sup>注1) 「年度」とは当年4月~翌年3月をいう。

### などの工夫を行った。

本稿では、令和5年度に勧告したイン サイダー取引事案、調査の過程で把握さ れた上場会社のインサイダー取引管理態 勢の問題点、相場操縦事案等について簡 単にその特色を記載し、個別事例やコラ ムについても何点か紹介する。

なお、本稿中の意見にわたる部分は、 私見であることをあらかじめお断りして おく。

# 1. インサイダー取引規制によ る課徴金勧告事案の特色

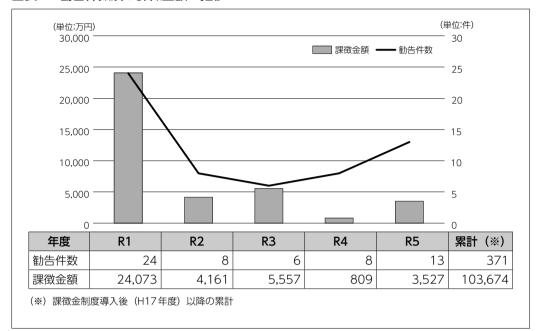
### (1) 勧告件数及び課徴金額の状況(図表1 参照)

#### 令和5年度のポイント

- 勧告件数:13件(7事案)
- 課徴金額の合計: 3,527万円
- 公開買付対象者の役員が多数の知人 に対して情報伝達・取引推奨に及ん だ事案などを勧告

<sup>(</sup>注2)「課徴金額」は1万円未満を切り捨てたものであるため、「合計」の課徴金額が一致しないことがある。

#### 勧告件数及び課徴金額の推移 図表1



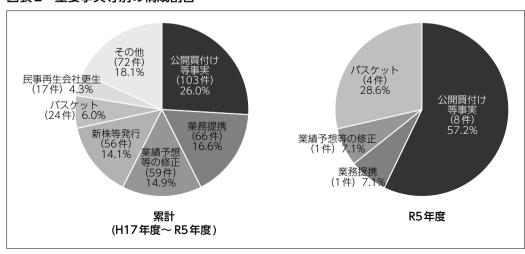
### (2) 重要事実等の状況(図表2及び3参照)

### 令和5年度のポイント

• 公開買付け等事実が最多(8件、 57.2%)

• 公開買付対象者の役員が多数の知人 に対して情報伝達・取引推奨に及ん だ事案、子会社のバスケット条項を 適用した2例目の事案などを勧告

### 図表2 重要事実等別の構成割合



図表3 重要事実等別の勧告件数

年度	R1	R2	R3	R4	R5	累計 (※)
新株等発行	4	2	1			56
自己株式取得	1		1			8
株式分割		1				8
剰余金の配当						1
株式交換				3		9
株式移転			1			1
合併		1				7
会社の分割		1				2
事業の譲渡または事業の譲受け						6
新製品または新技術の企業化						1
業務提携・解消	3	2	3		1	66
固定資産の譲渡または取得						2
子会社異動を伴う株式譲渡等	1			1		8
民事再生・会社更生	3					17
新たな事業の開始						1
損害の発生						5
上場の廃止の原因となる事実						1
行政処分の発生						2
業績予想等の修正	3		1	1	1	59
バスケット条項	4				1	20
子会社に関する事実			1		3	14
うち子会社に係るバスケット条項					(3)	(4)
公開買付け等事実	1	3	2	5	8	103
うち公開買付けに準ずるもの			(1)			(3)
合計	20	10	10	10	14	397
【参考】勧告件数(違反行為者ベース)	24	8	6	8	13	371

<sup>(※)</sup> 課徴金制度導入後 (H17年度) 以降の累計

# (3) インサイダー取引を行った違反行為者 の属性別の状況(情報伝達・取引推 奨規制違反を除く)(図表4~8参照)

#### 令和5年度のポイント

•会社関係者等4名 ➡ 契約締結者等

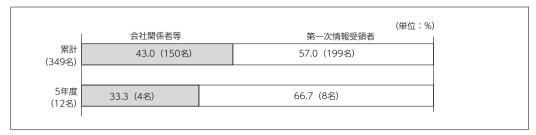
# 2名、発行会社社員1名、公開買付 対象者社員1名

• 第一次情報受領者8名 ➡ 友人・同 僚5名、親族1名、その他2名

<sup>(</sup>注1) 違反行為者が複数の重要事実等を知り(あるいは伝達を受け)違反行為に及んでいる場合があるため、「合計」と 「勧告件数(違反行為者ベース)」は一致しないことがある。

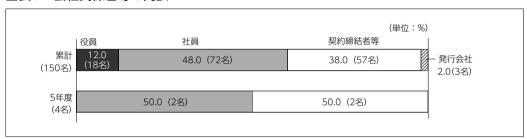
<sup>(</sup>注2) 取引推奨規制違反は本表に計上。他方、情報伝達規制違反については、情報伝達を受けた者が行ったインサイダー 取引の勧告件数に含めて計上。

### 図表4 会社関係者等と第一次情報受領者の状況



(※) 課徴金制度導入後 (H17年度) 以降の累計

### 図表5 会社関係者等の内訳



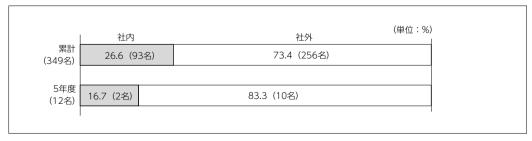
(※) 課徴金制度導入後 (H17年度) 以降の累計

### 図表6 第一次情報受領者の内訳



(※) 課徴金制度導入後 (H17年度) 以降の累計

#### 図表7 インサイダー取引を行った違反行為者の社内・社外別の内訳



(※1) 課徴金制度導入後 (H17年度) 以降の累計

(※2) 社内: 「会社関係者(契約締結者等を除く)」、「公開買付者等関係者」

社外:「契約締結者等」、「第一次情報受領者」

図表8 インサイダー取引を行った違反行為者の属性

	年 度		R1	R2	R3	R4	R5	累計 (※)
	会社関係者 (a1)				3	2	3	134
	発行会社						3	
	発行会社:			1			16	
		取締役			<b>★</b> 1			15
		監査役						1
	発行会社:	社員	7			1	1	67
		執行役員	1				1	3
		部長等役席者	3			<b>★</b> 1		37
		その他社員	3					27
166条	契約締結	<b>者等</b>	1	2	2	1	2	49
違反		第三者割当						10
		業務受託者						12
		業務提携者	1	1	1			9
		その他		1	1	1	2	18
	第一次情報受領者	(b1)	7	3	3	2	2	119
	取引先				1			32
	親族		1		1	<b>★</b> 2		20
	友人・同	4	1			1	39	
	その他	2	2	<b>★</b> 1		1	28	
	小計 (c1) = (a1)	+ (b1)	15	5	6	4	5	253
	公開買付者等関係者	(a2)		1	1	2	1	18
	買付者役	員			1			3
		取締役			★1			2
		監査役						1
	買付者社	買付者社員						4
		執行役員						
		部長等役席者						3
167条		その他社員						1
違反	契約締結:	者等		1		1		9
	公開買付:	対象者				<b>★</b> 1	1	2
	第一次情報受領者	(b2)	1	2	1	2	6	82
	取引先		1					21
	親族					<b>★</b> 1	1	5
	友人・同	僚		2			4	46
	その他				<b>★</b> 1	1	1	10
	小計 (c2) = (a2) + (b2)				2	4	7	100
合計(a	a) + (b)		16	8	●6	●6	12	349
	会社関係者等 (a) :	= (a1) + (a2)	8	3	●3	●3	4	150
	第一次情報受領者(	(b) = (b1) + (b2)	8	5	●3	●3	8	199

<sup>(※)</sup> 課徴金制度導入後 (H17年度) 以降の累計

<sup>(</sup>注1) インサイダー取引を行った者の属性が複数の場合は、当該複数の属性を計上している。

<sup>(</sup>注2) ★:一人の行為者が166条違反と167条違反に該当している場合、各属性で計上している。

<sup>(</sup>注3) ●:合計値は、上記(注2) の重複分を控除して集計している。

# (4) 情報伝達・取引推奨規制による勧告の 状況(図表9及び10参照)

### 令和5年度のポイント

- 公開買付対象者の役員による情報伝 達(友人3名)、取引推奨(友人1 名、その他1名)
- 公開買付対象者の社員による情報伝 達 (親族1名)
- (5) 情報伝達者の属性別の状況 (情報伝 達規制違反と認定されなかった者も含 む) (図表11及び12参照)

#### 令和5年度のポイント

公開買付対象者が最多(6名、 75%)

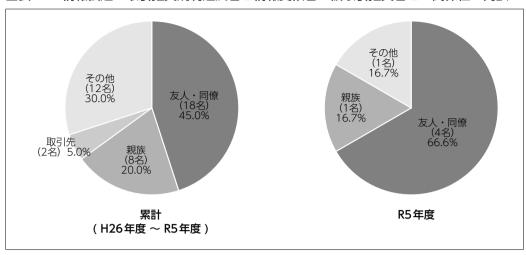
図表9 情報伝達・取引推奨違反に係る違反行為者の属性

年 度			R1	R2	R3	R4	R5	累計	(%)	
	情報伝達	行為者		5	2		1	2		23
		会社関係	者	5	2					15
			発行会社役員	1						6
			発行会社社員	1	1					3
			契約締結者等	3	1					6
		公開買付					1	2		8
			買付者役員							
			買付者社員							1
			契約締結者等							1
167条 の2			公開買付対象者				1	2		6
違反	取引推奨行為者			3			4	1		12
		会社関係	者	3			2			8
			発行会社役員	2						2
			発行会社社員	1			1			3
			契約締結者等				1			3
		公開買付					2	1		4
			買付者役員							
			買付者社員							
			契約締結者等							1
			公開買付対象者				2	1		3
合計	습計			8	2	0	5	3		35

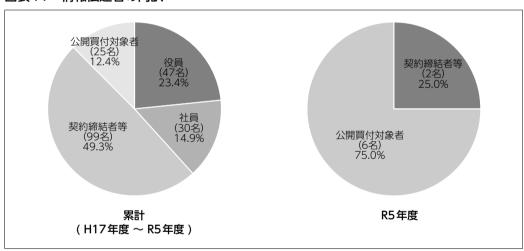
<sup>(※)</sup> 情報伝達・取引推奨規制違反制度導入後 (H26年度) 以降の累計

<sup>(</sup>注) 情報伝達・取引推奨規制違反を行った者の属性が複数の場合は、当該複数の属性を計上している。また、一人の行為 者がインサイダー取引規制違反と情報伝達・取引推奨規制違反の両方に該当する場合等は、図表8及び図表9の各々 にその属性を計上している。

図表10 情報伝達・取引推奨規制違反者と情報受領者・被取引推奨者との関係性の内訳



図表11 情報伝達者の内訳



図表12 情報伝達者の属性

年 度		R1	R2	R3	R4	R5	累計 (※)
会社関係者	行 (166条)	7	3	3	2	2	119
発	行会社役員	1	1	1			38
	取締役	1	1	1			38
	監査役						
発	行会社社員	2	2	2	2		22
	執行役員						2
	部長等役席者	1		1	1		10
	その他社員	1	2	1	1		10
契	約締結者等	4				2	59
	引受証券会社						11
	業務受託者	1					18
	業務提携者					1	12
	その他	3				1	18
公開買付者	等関係者(167条)	1	2	1	2	6	82
買	付者役員	1	1				9
	取締役	1	1				9
	監査役						
買	付者社員						8
	執行役員						2
	部長等役席者						2
	その他社員						4
契	約締結者等		1				40
公	開買付対象者			1	2	6	25
合計		8	5	4	4	8	201

- (※) 課徴金制度導入後 (H17年度) 以降の累計
- (注) 情報伝達を行った者の属性が複数の場合は、当該複数の属性を計上している。

# (6) 違反行為者が使用した証券口座の状況 (図表13参照)

#### 令和5年度のポイント

• 違反行為発覚を免れるために、親族 や知人名義の証券口座を使って取引 を行った違反行為者が3名認めら れた

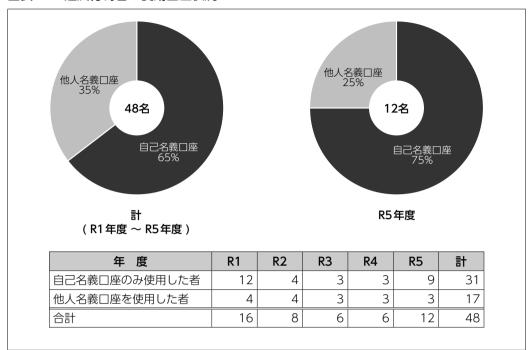
#### (7) クロスボーダー事案の特色

令和5年度については、海外に居住す る会社役職員がクロスボーダー取引を利 用したインサイダー取引事案1件につい て勧告を行った。

この事案は、我が国の上場会社の海外 子会社の役職員が、当該上場会社の公開 買付けの実施に関する事実の伝達を受け ながら、公表前に自己の計算において、 その上場会社株式を買い付けていたとい うものである。

近年、我が国企業のグローバル化が著 しく進展している中、今後、このような 類型のインサイダー取引が行われるリス

図表 13 違反行為者の使用口座状況



クは高い。現在、国境を越えたインサイ ダー取引が疑われる事例が引き続き散見 されており、複数の事案の調査を継続し ている。

# 2. 上場会社におけるインサイ ダー取引管理態勢の状況に ついて

事例集では、インサイダー取引の未然 防止に役立つよう、証券監視委が各年度 の勧告事案の調査の過程で把握した、上 場会社等のインサイダー取引管理態勢の 状況等を記載しており、以下のポイント からその概要を取りまとめた。

- ①インサイダー取引防止規程の不備等
- ②社内における情報管理の不備等
- ③自社株売買管理の不備等
- ④社外への職務上不要なインサイダー情

報の伝達・取引推奨

⑤インサイダー取引防止のための研修等 の実施状況

上場会社においては、認識不足・理解 不足等によるインサイダー取引を防止す るためにも、日常的に、自社のインサイ ダー取引管理態勢に不備等がないか確 認、検証していくことが重要である。

一方で、どんなに社内規程を整備し、 周知しても、役職員一人一人の規範意識 が低ければ、意図的なインサイダー取引 を防止することは困難である。そのた め、インサイダー取引防止研修等におい ては、単に法令や禁止事項の説明にとど まらず、証券監視委の勧告事案や事例集 における記載等も活用の上、

• 少額の取引や、親族・知人や友人・同 僚に依頼した借名取引であっても、イ ンサイダー取引として取り締まりの対

### 象となること

- インサイダー取引が行われると、違反 行為者だけではなく、インサイダー情 報の決定・発生経緯、社内における情 報の伝達状況等を調査するために、上 司、同僚、部下までもが証券監視委に よる調査の対象となり、また、取引先 ヘインサイダー情報を伝達した場合に は、取引先も調査の対象となること
- 課徴金納付といった行政処分以外に も、社内規程等に基づく処分が下され ることがあること
- インサイダー取引による利得額を上回 る課徴金を課されている事案がある こと

など、インサイダー取引によって失うも のが決して小さくないことについて、全 役職員に分かりやすく説明し、理解させ ることが有効であると考えられる。

自社の役職員がインサイダー取引を行 い、又はこれらの取引に関与することと なった場合には、当該会社の社内管理態 勢等について投資者や消費者から厳しい 目が向けられ、結果として、市場からの 信頼も失う事態となる可能性が高い。そ のような事態に陥らないためにも、一定 の費用や時間などの各種コストがかかる ものの、研修等の実施には一定の効果が あると考えられる。

上場会社においては、インサイダー取 引から役職員を守ることが、結果として 自社を守ることにもつながるとの意識を 持って、実効性のある社内規程の整備、 役職員への周知徹底を図りながら、イン サイダー取引防止に努めることが重要で ある。

# 3. 相場操縦規制による 課徴金勧告事案の特色

# (1) 勧告件数及び課徴金額の状況(図表 14参昭)

#### 令和5年度のポイント

- 勧告件数: 3件(3事案)
- 課徴金額の合計:603万円
- ・法第159条第3項(安定操作)を適 用した2例目の事案などを勧告

### (2) 違反行為の形態(図表15参照)

#### 令和5年度のポイント

- 直近5年間(令和元年度以降)の勧 告事案(26件)の中で用いられた 相場操縦手法は、対当売買9件、株 価引上げ・引下げ17件、終値関与 2件、見せ玉等14件
- 複数の相場操縦の手法が用いられた 事案は全体の約6割

#### (3) 違反行為者別の状況(図表16参照)

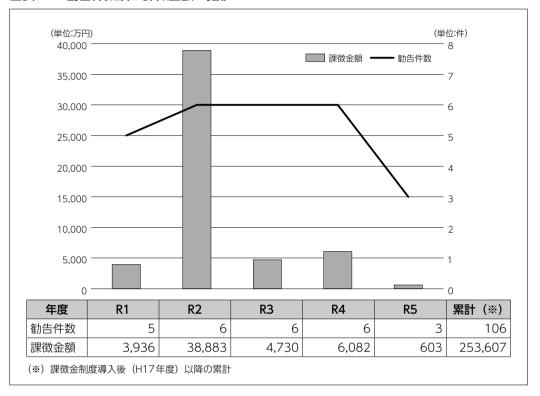
#### 令和5年度のポイント

- 個人投資家3名(うち海外1名)に 対して勧告を実施
- (4) 違反行為者が使用した証券口座の状況 (個人による相場操縦事案) (図表 17 参照)

#### 令和5年度のポイント

• 違反行為発覚を免れるために、自己 名義(5口座)及び親族名義(1口 座)の合計6口座を使用した事案が 1件認められた

図表 14 勧告件数及び課徴金額の推移



### (5) クロスボーダー事案の特色

令和5年度については、海外に居住す る個人投資家によるクロスボーダー取引 を利用した相場操縦事案1件について勧 告を行った。

具体的には、海外に居住する個人投資 家が、海外銀行との間で行っていた日本 株式を原資産とする店頭デリバティブ取 引である証券CFD (Contract For Difference) 取引(※)により、約定 させる意思のない注文を市場に発注し、 自己に有利な価格で証券CFD取引を約 定させるなどの方法で相場操縦を行った 事案である。

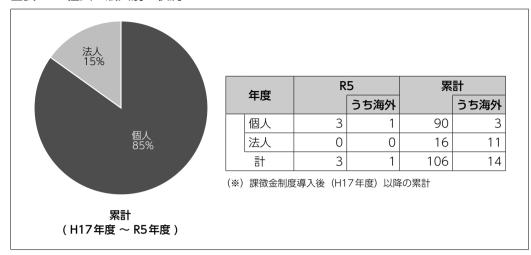
証券監視委においては、日本取引所自 主規制法人や海外市場監視当局との間で 日常的に情報交換を行うなど緊密な協 力・連携体制の構築に努めており、当該 事案についても、過去最多となる8つの 海外当局の支援と、日本取引所自主規制 法人の協力も得ながら、厳正に対応した ところである。

(※) 証拠金を預託し、株式等の有価証 券を原資産として、取引開始時と 終了時の価格差により決済を行う 取引で、金融商品取引法上は店頭 デリバティブ取引に分類される。

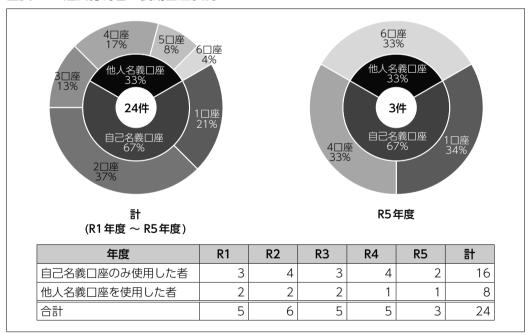
図表15 相場操縦に用いられた手法の組み合わせ

勧告事案		手法									
御古事	余	対当売買	株価引上げ・引下げ	終値関与	見せ玉等	その他	手法の数				
	1		•		•		2				
	2		•		•		2				
R1年度	3		•		•		2				
	4	•	•	•			3				
	5	•	•				2				
	6	●※				※仮装売買	1				
	7					違法な安定操作					
DO左曲	8		•				1				
R2年度	9	•	•				2				
	10		•				1				
	11		•				1				
	12				•		1				
	13		•	•	●※	※下値買い注文	3				
DO左阵	14				•		1				
R3年度	15		•		•		2				
	16		•		•		2				
	17	•			•		2				
	18	•	•				2				
	19				•		1				
R4年度	20	•	•		●※	※買い板厚く	3				
K4 平反	21		•		•		2				
	22	•	•				2				
	23	•	•				2				
	24				•		1				
R5年度	25				•		1				
	26					違法な安定操作					
合計		9	17	2	14						
				1手法	の事案	9件					
手法の数			2手法	の事案	12件						
				3手法	の事案	3件					

図表 16 個人・法人別の状況



図表17 違反行為者の使用口座状況



# 4. 偽計等に関する 規制について

有価証券の売買等のため、又は相場の 変動を図る目的をもって風説を流布し、 偽計を用い、又は暴行や脅迫をするよう な行為は、市場の信頼性・健全性を阻害 し、かつ、一般投資家に不測の損害を与 える可能性が生じるため、法で禁止され ている。

直近では令和5年度に、登録高速取引 行為者が高速取引行為により偽計を用 い、有価証券の価格に影響を与えた事案 が認められた。

当該事案では、高速取引行為により、 引け直前に取消し等を行うことを予定し た引け条件付き注文を発注し、引け板に 表示される引け条件付き注文の発注株数 等の偏りが減少した状況を作出すること で、第三者をして、同引け条件付き注文 が約定を意図したものであるとの錯誤を 生じさせ、同注文を反映した引け板の状 況を前提にした投資判断をさせるという 詐欺的かつ不公正な取引が行われたもの であることから、法第158条「偽計」 を適用して課徴金勧告を行った。

### 5. 個別事例の概要

本節では、公開買付け等事実について インサイダー取引、情報伝達及び取引推 奨行為を認定した事例を紹介する。

また、その他の事例や本事例を含めた インサイダー取引の各事例に係る重要事 実等の決定機関・決定時期、重要事実等

を知った経緯については、証券監視委 ウェブサイトに掲載している事例集をご 覧いただきたい。

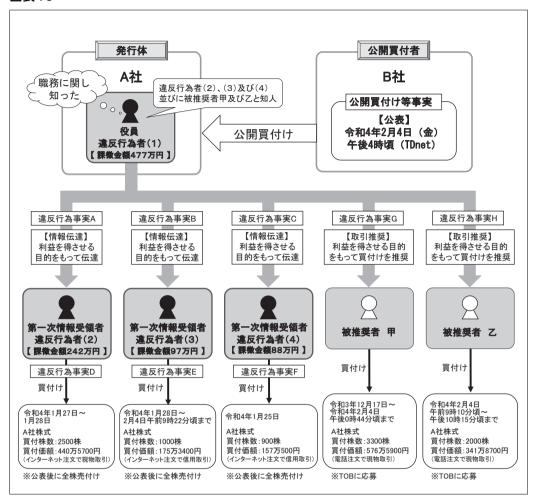
https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/ torichou/20240627.html

### 【事例の概要(図表 18 参照)】

本件は、株式会社コンテック(以下 「コンテック」という。) の役員である違 反行為者(1)が、コンテックの他の役員ら がその職務に関し株式会社ダイフク(以 下「ダイフク」という。)からの伝達に より知った、ダイフクの業務執行を決定 する機関がコンテック株式の公開買付け を行うことについての決定をした旨の公 開買付けの実施に関する事実(以下「公 開買付け等事実 という。)をその職務 に関し知りながら、

- 知人である違反行為者(2)、違反行為者 (3)及び違反行為者(4)に対し、コンテッ ク株式の買付けをさせることにより同 人らに利益を得させる目的をもって、 公開買付け等事実を伝達し(図表18 の「違反行為事実 A |、「違反行為事実 B」及び「違反行為事実CI)、当該伝 達を受けた違反行為者3名が公開買付 け等事実の公表前に同株式を買い付け (図表18の「違反行為事実DI、「違 反行為事実E | 及び「違反行為事実  $F \mid \rangle$
- 知人である甲(被推奨者)及び乙(被 推奨者) に対し、コンテック株式の買 付けをさせることにより同人らに利益 を得させる目的をもって、コンテック 株式の買付けをすることを勧め(図表 18の「違反行為事実G」及び「違反

図表 18



行為事実H1)、当該推奨を受けた2名 が公開買付け等事実の公表前に同株式 を買い付けた事例である。

### 【事例の特色等】

本件は、法令等を遵守し、高い規範意 識を保つことが求められる上場会社の役 員が、多数の知人に対して、情報伝達及 び取引推奨に及んだ悪質な事例である。

こうした情報伝達及び取引推奨は、上

場会社役員として当然有しておくべきイ ンサイダー取引に係る規範意識の欠如か ら生じたものであり、非常に問題が ある。

本件が広く周知されることにより、重 要事実や公開買付け等事実を抱えている 上場会社・公開買付者その他関係者にお いて、一層情報管理の重要性を認識し、 法令遵守や情報管理の徹底のための施策 を推進していくことを期待する。

### 6. 監視委コラム

今般の事例集においては、「監視委コ ラム」として10のテーマについて掲載 し、その内容をより一層充実させた。本 稿ではその中から、

- 5 インサイダー取引後に起こり得るこ と ~それでもやりますか?インサイ ダー取引~
- 6 勧告件数が最も多いのは、公開買付 け事案 ~公開買付けで気を付けるべ きこと~
- 7 情報管理の重要性①~情報管理に一 層のご注意を~

を紹介する。他のコラムも読者に関心が あると思われる題材を取り上げたもので あるので、証券監視委ウェブサイトに掲 載している事例集を是非ご覧いただき たい。

# 【今般の事例集で「監視委コラム」と して取り上げたテーマ】

高速取引行為による不公正取引に対 する初の課徴金勧告

- 違反行為は見逃さない ~少額取 引・他人名義取引でも発覚~
- 再度の違反行為は課徴金額が1.5倍 ~課徴金額が1.5倍となった相場操 縦の勧告はこれまでに6件~
- 4 取引推奨規制違反について ~イン サイダー情報自体を伝えなくても、 当該情報に基づく取引推奨行為は違 反です!~
- 5 インサイダー取引後に起こり得るこ と ~それでもやりますか?インサ イダー取引~
- 6 勧告件数が最も多いのは、公開買付 け事案 ~公開買付けで気を付ける べきこと~
- 情報管理の重要性①~情報管理に一 層のご注意を~
- 情報管理の重要性②~職場編~
- 情報管理の重要性③~プライベート 編~
- 10 第一次情報受領者について ~会社 関係者以外の人からの情報でもイン サイダー取引となる場合も~



# 5 インサイダー取引後に起こり得ること ~それでもやりますか?インサイダー取引~

インサイダー取引で不当な利得を得たとしても、会社や規制当局にインサイダー取引 がバレるのではないかなどの不安や違法な行為をしたことへの後悔の念に長期間苛まれ ることになります。

そして、取引調査の結果、インサイダー取引が認定された場合には、その違反行為は 金融庁への勧告に伴い公表され、インサイダー取引で得た利得は課徴金により剥奪され ます。また、重大・悪質な場合は、刑事告発され、逮捕されるかもしれません。

このほか、勤務先では社内規程に基づく降格・懲戒解雇等の処分、懲戒解雇になれば 定年まで勤めた場合に得られたであろう退職金消失など将来的な経済的損失のほか、こ れらの事象が重なり家族へ多大なる負担が生じることで家庭が崩壊することも考えられ ます。



- (※1) 課徴金納付命令勧告対象者に係る平均利得額:2百万円(令和元~令和5年度、個人)
- (※2) 事務・技術(総合職)/大学卒の定年モデル退職金:2,564万円《出典》厚生労働省(中央労働 委員会) 「令和3年賃金事情等総合調査」



### 勧告件数が最も多いのは、公開買付け事案

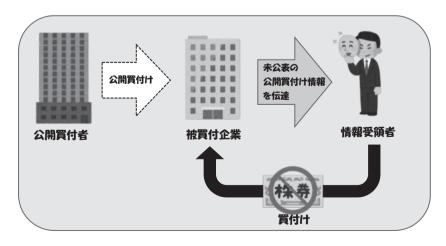
#### ~公開買付けで気を付けるべきこと~

証券監視委のインサイダー取引に係る課徴金勧告事案でこれまでに最も件数が多いの は、公開買付け等事実に係る事案です。令和5年度では、上場会社の役員が過去最多と なる5名に対し公開買付け等事実の情報伝達及び取引推奨を行った事案の勧告を行いま した。

公開買付けは、公表後に株価が上昇する確実性が高いことや、制度上、その公表前に 多数の関係者に情報共有をする必要があり情報管理が難しいこと、公表までに相当な時 間を要することが多いことなどから、違反行為件数が多くなっているものと考えられま す。

公開買付けに係るインサイダー取引規制では、被買付企業も公開買付者等関係者とな り、その被買付企業からの情報受領者も規制違反の対象となります。上場会社の役職員 やアドバイザーなどの各種専門家は、研修等を诵じて、インサイダー取引に関する知識 の習得や意識付けの機会が多いと思われますが、情報共有すべき関係者は、必ずしも上 場会社の役職員に限られません。例えば、非上場会社の役職員は、インサイダー取引に 関する知識の習得や意識付けの機会が必ずしも多いとは限りませんので、情報共有に際 しては、公開買付けの関係者が一体となって非上場会社の役職員への啓蒙や適切な情報 管理の規律付けを含め、インサイダー取引の予防措置を積極的かつ十分に講じることが 重要です。

有益と考えられる予防措置としては、アドバイザーによる関係者への注意喚 起、"Need To Know"の原則に基づく情報伝達の範囲や内容の検討のほか、守秘義務契 約の締結、情報共有された関係者の氏名は日本取引所自主規制法人等の求めに応じて作 成する経緯報告書に記載され提出されることを情報共有する者に対して予め周知してお くこと、などが挙げられます。





### 情報管理の重要性①

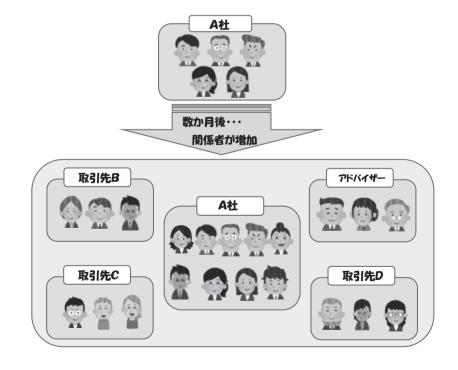
### ~情報管理に一層のご注意を~

インサイダー情報の内容によっては、公表までに時間を要するケースも考えられま す。

当然ながら、重要事実等の決定や発生から公表までの日数が長いほど、インサイダー 取引の規制期間も長くなり、この間に関係者が増加することも考えられ、その結果、イ ンサイダー取引のリスクが高まることになります。

インサイダー取引は個人が犯す法令違反ですが、課徴金納付のみならず、悪質な事案 の場合は、刑事告発され、自社から逮捕者を出すことにもなりかねません。

上場会社等においては、インサイダー情報の管理体制及び法令等遵守体制の整備を徹 底することや、インサイダー情報が発生してから公表までスピード感をもった対応が必 要であること、例えば、重大な不祥事が発生した場合には、日本取引所自主規制法人が 平成28年に公表した「上場会社における不祥事対応のプリンシプル」の趣旨を踏まえ、 迅速かつ的確に公表していただくことなどを十分に認識いただき、インサイダー取引の 未然防止に努めていただくようお願いします。



# 7. おわりに

証券監視委としては、不公正取引の未 然防止という観点から、事例集を、

- ①重要事実等の発生源となる上場会社等 におけるインサイダー取引管理態勢の 一層の充実
- ②公開買付け等企業再編の当事者から フィナンシャル・アドバイザリー業務 等を受託する証券会社・投資銀行等に おける重要事実等の情報管理の徹底
- ③証券市場のゲートキーパーとしての役 割を担う証券会社における適正な売買

### 審査の実施

などのために活用していただくことを期 待している。

また、一般投資家におかれても、不公 正取引の疑いがある場合には、証券監視 委による調査等の対象となり、法令違反 が認められた場合には、課徴金が課され るだけでなく、失うものが大きくなるこ とを十分にご留意いただきたい。

事例集が活用されることにより、すべ ての市場利用者による自己規律の強化、 市場の公正性・透明性の確保及び投資者 保護につながれば幸いである。